

## 平成28年熊本地震に係る町民税等の減免について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114  
徴収係 ☎ 282-1115

平成28年熊本地震により被害を受けた人は、被害の状況により、平成28年度の固定資産税・町民税・国民健康保険税の税額が減免されます。

### ■対象者

- 被災した家屋に居住する納税義務者  
(町民税・国民健康保険税)
- 被害を受けた資産を所有する納税義務者  
(固定資産税)

### ■申請が必要な税目

| 税目         | 必要なもの   |
|------------|---|
| 固定資産税 (土地) | ①被災写真<br>②被災した土地の場所が分かるもの<br>③土地の見取り図<br>④印鑑 (認印も可) |
| 固定資産税 (償却) | ①被災写真<br>②修理費や購入費の領収証 等<br>③印鑑 (認印も可)               |

### ■申請が不要な税目

| 税目         | り災証明書の判定 | 軽減又は免除の割合 |
|------------|----------|-----------|
| 固定資産税 (家屋) | 全壊       | 全部        |
|            | 大規模半壊    | 10分の6     |
|            | 半壊       | 10分の4     |
| 町民税 (所得割)  | 半壊以上     | ※所得により異なる |
| 町民税 (均等割)  | 全て       | 全部        |
| 国民健康保険税    | 半壊以上     | ※所得により異なる |

注意事項①：「御船町以外の地域で被災している場合」や「納税義務者が死亡した場合（障害者となった場合）」などは、申請が必要になります。

## ■申請期限 平成28年8月31日(水)

※軽自動車税については、「災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例」に基づき減免を行います。

### 家屋被害認定再調査の受付変更について

これまで承諾受領後のり災証明書の再調査依頼については、「受領後2週間以内の受付」としていましたが、今後は受領後の期間に関係なく、再調査の申請受付を始めます。

※り災証明書（控を含め4枚）の返還と印鑑が必須です！

## 平成28年熊本地震に係る国民健康保険、後期高齢者医療保険医療費について

☎ 町民保険課 保険係 ☎ 282-1113

### ●国民健康保険、後期高齢者医療保険医療費の窓口負担免除期間の延長について

平成28年熊本地震で被災した国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者で、免除要件に該当する人について、医療機関の窓口で要件に該当することを申告することで、平成28年9月末まで窓口負担が免除されます。



4月の熊本地震で家が全壊しました。り災証明書も発行されています。

なお、平成28年10月以降は、後日、該当者に対して役場が発行する免除証明書を提示すると、平成29年2月末まで窓口負担が免除されます。

わかりました。今回の窓口負担は免除されます。



受付

### ●国民健康保険、後期高齢者医療保険医療費の還付手続きについて

平成28年熊本地震で被災した国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者で、免除要件に該当する人について、すでに医療機関等に対して支払った前月分までの医療費の還付手続きを、翌月10日以降に役場保険係で受け付けます。

家が半壊しましたが、医療費が免除になることを知らずに支払ってしまいました。



領収証とり災証明書などがあればお返しします。

### ■免除要件

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人（※長期避難世帯含む）
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったり、行方不明の人
- ③主たる生計維持者が業務を廃止、休止または失職して現在収入がない人

### ■手続きに必要な書類

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ○医療費の領収証（支払証明書でも可）        | 領収証を紛失している場合は、医療機関へ再発行を依頼してください。<br>※領収証は、個人ごと、診療月ごとに分けてください。 |
| ○り災証明書または長期避難世帯証明書（写しでも可） | 住家の被災状況（半壊以上）を確認します。<br>※現在調査中の人は、り災証明書発行後に申請してください。          |
| ○国民健康保険証または後期高齢者医療保険証     | 各々の保険の加入状況を確認します。   |
| ○振込先の通帳                   | 国民健康保険は世帯主名義の通帳、<br>後期高齢者医療保険は被保険者名義の通帳です。                    |
| ○印鑑                       | 還付申請書に押印が必要です。  |

### ■今回の医療費還付の対象とならないもの

- ・平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費
- ・入院時の食事、部屋代
- ・はりきゅう、あんま、マッサージ、整骨院等の受診費用
- ・その他、保険診療外の費用

※社会保険（協会けんぽ）、その他の健康保険組合に加入している人は、役場では医療費還付ができませんので、直接加入中の保険者へお尋ねください。